平成２８年（フ）第２２７６号
大阪市淀川区加島３丁目中５番19―702号
債務者　中尾　　遥
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６０２号
大阪府門真市島頭３丁目14番13―301号、前住所大阪府門真市下馬伏町21番６号
債務者　永峯　健司
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７４０号
大阪市浪速区恵美須西２丁目４番４号
債務者　西脇　丈也
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９９号
釧路市柳町13番21号　りんりんハウス柳町101号室
債務者　小倉　志帆
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２３５号
静岡県浜松市浜北区於呂3882番地の１、前住所静岡県浜松市中区高丘東４丁目21番12号天野テラスハウスＡ－１
債務者　村松オスカルこと　ムラマツ　マルバ　オスカル
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
静岡県浜松市中区海老塚１丁目18番３号中津川ハイツ２　202号、前住所静岡県浜松市中区上浅田２丁目１番14号アルコ７　101号
債務者　原田　久美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３１８号
静岡市葵区田町１丁目31番地
債務者　小柳レイ子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１３号
岡山市南区古新田140番地１
債務者　安井　未起
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６号
大分県杵築市大字杵築750番地５　ディアスグローリーＤ201
債務者　松尾　保雄
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月８日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第５８１号
東京都八王子市打越町1527番地
債務者　遠藤　　剛
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４２号
静岡市葵区羽鳥２丁目12番13号　メゾンさくら202、旧住所静岡市葵区昭府２丁目30番43―８号
債務者　山崎　悦子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月12日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８１号
愛知県豊川市市田町西浦18番地の23
債務者　児玉　　誠
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第８２号
愛知県豊川市市田町西浦18番地の23
債務者　児玉めぐみ
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第８７号
愛知県新城市字東沖野20番地10　県営弁天住宅２街区３棟301
債務者　太田　正幸
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１３１８号
神奈川県大和市上和田2409番地23
債務者　坂茜　智恵（旧姓廣島）
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部